

「台東区立中央図書館アクティブラーニンググループ
学び場」運営等業務委託 公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月

台東区

目次

- 1 目的 ……P3
- 2 業務の概要 ……P3
- 3 プロポーザルへの参加資格 ……P4
- 4 プロポーザルの日程 ……P6
- 5 プロポーザルへの申込方法 ……P7
- 6 質問の受付・回答 ……P7
- 7 提案書等の提出方法 ……P8
- 8 提案に対する審査 ……P10
- 9 選定結果の公表 ……P14
- 10 契約内容の協議及び契約 ……P14
- 11 その他 ……P15
- 12 本プロポーザルの担当部署 ……P15

1 目的

中央図書館に新設される「アクティブラーニングルーム 学び場」は、読書離れが進む傾向にある10代の子供たちに対して、図書館利用を促進し、話し合いながら学習することにより、自分で考えて行動し、問題解決を図ることで、「考える力」「感じる力」「表す力」を育てるとともに協力・協働することの必要性も学ぶことを目的としています。この事業の実現のために、児童、社会教育施設等での経験を活かし、子供たちの可能性を伸ばし、適正に導くための人材を確保し、子供たちが図書館に親しめるイベントを図書館員と協力して行う事業者を募集します。

2 業務の概要

(1)業務名

台東区立中央図書館アクティブラーニングルーム 学び場 運営等業務(以下「本業務」という。)

(2)履行場所

台東区立中央図書館 2階(台東区西浅草 3-26-16 台東区立生涯学習センター)

※大規模改修工事に伴い令和8年11月末まで休館中

【主な設備】

		主な設備	利用対象	用途
アクティブラーニングルーム 学び場	I アクティブラーニングルーム (対話が可能で、グループ学習などで使用)	1人用机 30台 椅子 30脚 調べ物用PC	小学校5年生から19歳まで	① 座席利用システムによる、個人またはグループ学習利用 ② イベント等の製作物の掲示
	II ワークショップルーム (講座やイベント実施に使用)	長机 15台 椅子 30脚	上記に準ずる (例外として、図書館ボランティア等)	① 区立小中学校の学習利用 ② 図書館主催の10代向けイベント(Iと合わせての使用有り) ③ アクティブラーニングルーム利用者による自主イベント(活動発表等) ④ イベント等の製作物の掲示 ※上記の使用が無いときは、個人、グループの学習利用可

*図書館主催の10代向けイベント例

10代に人気のある作家の講演会
中高生図書館ボランティア体験

**アクティブラーニンググループ利用者による自主イベントの例

趣味のグループによる活動発表
本を使ったゲーム大会

(3)業務内容

「台東区立中央図書館アクティブラーニンググループ 学び場 運営等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。

ただし、契約時において受託者の企画提案内容により一部を変更する場合がある。

(4)契約期間

令和8年11月1日(予定)から令和9年3月31日まで

※12月よりリニューアルオープンのため準備期間を含む。

※委託期間終了後、履行状況により令和11年3月31日まで更新を可能とする。ただし、需要の変動等により、事業廃止・休止となった場合には契約を行わない。

(5)業務開始時期

令和8年12月1日(予定)

(6)提案限度額

3,407,250円(消費税等相当額を含む)

※限度額(契約締結日から令和9年3月31日までの本業務に係る経費の合計)超過の提案は不可とする。

※併せて、令和9年度以降の経費(5ヶ年)についても、提案すること。

3 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルは、参加申込書の提出期日時点で、以下の要件を全て満たす法人・団体のみ参加できる。

(1) プロポーザル方式へ参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たす者とする。

- ① 東京23区内に団体の事業所を有し、東京都若しくは隣接する県において、児童館・放課後子供クラブなど、子供の居場所事業や、社会教育的事業の受託実績があるもの。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成10年2月20日付9台総経第170

号)による指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日付23台総経第645号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
 - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
 - ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
 - ⑦ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
 - ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ⑨ 事業を遂行できる十分な資力・人材・知識・技能等を有していること。
- (2) プロポーザル方式への参加者が、契約の締結までに(1)のいずれかを満たさないこととなった場合には、その時点で失格とする。また、契約締結後にあつても、同様とする。
- (3) 本委託業務を、受託者が自ら責任をもって履行できること。

但し、再委託を行わないと業務が円滑に履行できない場合には再委託の必要性を提示し、区による承諾を得た場合に限って再委託を認めるため、再委託を希望する場合は、仕様書に規定する内容を明示した書類を別途提出すること。

なお、当該様式に記載した内容が、下記のアに当てはまらない場合は失格とする。

ア 区が再委託する業務として認める場合

- ・業務の履行にあたり必要なものであるが、付随的・補助的な業務
- ・資料の収集・整理、単純な集計、原稿の入力作業等の軽微な業務

イ 区が再委託として認めない場合

- ・業務の実施の全部又は主要な部分(※)を一括して第三者に再委託する場合
- ・再委託先の履行能力に疑義があるとき
- ・本プロポーザルにおいて互いに競争相手であった者に再委託しようとする場合
- ・その他契約の適正な履行に支障が生じる可能性が高いとき

(※) 主要な部分とは、業務の目的を達成するために必要不可欠な部分であり、業務の基本的または中心的なものに位置づけられる部分のことをいう。

4 プロポーザルの日程

項目	実施日	内容	備考
公募開始	5月7日(木)	・区ホームページに公募要件等の公開	
質問〆切	5月14日(木) 午後5時	・申込書類に関する事業者からの質問〆切	公募開始日から5営業日
質問回答	5月19日(火)	・申込書類に関する事業者からの質問回答	区公式ホームページに公表
参加申込書等提出〆切	5月26日(火) 午後5時	・参加申込書等(項番5(1)記載の書類)及び提案書等(項番7(1)記載の書類)の提出	
第2回選定委員会	5月27日(水) ～6月11日(木)	・第1次審査(書類審査)	
第1次審査結果通知	6月12日(金)	・第1次審査結果通知	第1次審査を通過した事業者に対し第2次審査の案内
第3回選定委員会	7月14日(火)	・第2次審査(プレゼンテーション)	実施時間は、事業者毎に異なる。
最終審査結果通知	7月17日(金)	・最終審査結果通知	後日区公式ホームページにも公表

※実施日が変更になる場合は、速やかに公表または連絡するものとする。

5 プロポーザルへの申込方法

(1) 提出書類

書類名	様式番号	部数
プロポーザル参加申込書	様式第1号	正本1部
事業者概要	様式第3号	正本1部 副本10部
誓約書	様式第4号	正本1部

(2) 提出方法

各書類は、綴じずに持参又は特定記録郵送にて提出すること。

なお、FAXや電子メールでの提出は受け付けないこととし、特定記録郵送の場合、提出期限必着とする。

(持参の場合)受付時間:平日午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出先

台東区立中央図書館 児童・分室担当

〒111-8621 台東区西浅草 3-25-16 台東区立生涯学習センター4階

TEL:03-5246-5911(直通)

(4) 提出期限

令和8年5月26日(火)午後5時 【必着】

(5) 参加の辞退

参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式第2号)を速やかに提出すること。

6 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次により行う。

(1) 受付期間

公募開始日から5月19日(火)午後5時まで 【必着】

(2) 質問方法

電子メールで行う。

(3) 提出先のメールアドレス

電話または窓口にて質問票を送付する電子メールアドレスを確認の上、件名は「台東区立中央図書館アクティブラーニングルーム プロポーザル質問(事業者名)」とし、質問票(様式第5号)に必要事項と質問内容を記入のうえ、添付すること。

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、質問のあった事業者名を伏せた形で、令和8年5月19日(火)に区公式ホームページに掲載する。

また、公表した内容を以て実施要項及び仕様書の修正とみなすこととする。

なお、公表できない内容については、電子メール等で回答する場合や、区として機密性の高い情報や意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものなどについては、回答しない場合がある。

(5)その他

- ①電子メール本文に、「会社名、担当部署名、担当者名、電話番号(直通番号がない場合は内線番号)、FAX 番号、電子メールアドレス」を記載すること。
- ②電子メール送信後、電話による受信確認を行うこと。
- ③上記期間及び方法以外による問い合わせは、受け付けない。
- ④質問の回答を掲載するにあたって、質問者の名称等は公表しない。
- ⑤審査に関する質問には応じない。

7 提案書等の提出方法

本プロポーザルに参加申し込みを行った事業者は募集要項及び仕様書を踏まえ、以下の該当する書類を併せて提出すること。

なお、全ての提出書類は電子データでも提出すること。

(1)提出書類及び必要部数

No.	書類名	様式番号	部数	頁数など
1	提案書(表紙)	様式第6号	・正本1部	-
2	提案書	様式自由	・正本1部 ・副本7部	30 ページ 以内
3	見積書 (経費内訳書)	様式第7号	・電子データ 一式	-
4	パンフレット (会社案内等)	-	・正本1部 ・副本7部	
5	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本) ※発行3ヶ月以内のもの	-	正本1部	

6	納税証明書その1 法人事業税 (過去3年分)	-	正本1部	
7	納税証明書その1 法人税 (過去3年分)	-	正本1部	
8	納税証明書その1 消費税 (過去3年分)	-	正本1部	
9	台東区での競争入札参加資格を有する事業者	東京電子自治体 共同運営の物品 買入れ等競争入札参加資格審査 受付票	副本1部	

台東区での競争入札参加資格を有さない事業者については、上記 1~4 のほか以下のものを合わせて提出すること

- ① 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)[正本] 発行後3ヶ月以内のもの(法人の場合に限る。)
- ② 履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)[正本] 発行後3ヶ月以内のもの(個人で商号を用いる場合に限る。)
- ③ 身分証明書[正本] 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3ヶ月以内のもの(個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。)
- ④ 登記事項証明書[正本] 発行後3ヶ月以内のもの(個人で商号を用いないで営業をしている場合に限る。)
- ⑤ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等(直近決算期のもの)
- ⑥ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書(直近決算期のもの)(法人の場合に限る。)
- ⑦ 納税証明書その1(法人税)(直近決算期のもの)(法人の場合に限る。)*過去3年分
- ⑧ 納税証明書その1(所得税)(直近年もの)(個人の場合に限る。)*過去3年分
- ⑨ 納税証明書その1(消費税及び地方消費税)(法人の場合は直近決算期のもの)(個人の場合は直近年のもの)*過去3年分

*⑥から⑨までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

(2) 提出方法

- ・原本及び副本(電子データ含む):持参又は特定記録郵送で提出すること。
- ・電子データ:電子ファイルは、PDF 形式で CD-R または DVD-R で提出すること。
- ※特定記録郵送の場合、提出期限必着とする。
- ※持参の場合、受付時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。

(3)提出先

プロポーザル参加申込書の提出先と同様とする。

(4)提出期限

令和8年5月26日(火)午後5時まで【必着】

(5)注意事項

- ①仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と考えられる提案事項も交えて記載をするとともに、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること。
- ②既定の様式に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。
- ③提出書類は原則としてJIS(日本産業規格)規格によるA4判とする。
- ④文書、表、図等により適宜表現するものとし、カラー刷りで表現することは可。なお、書類は全て日本語で記述し、フォントサイズは原則として12ポイント以上とすること。
- ⑤フラットファイル(A4判縦長)を用いて、項目番号順にインデックスを設け綴り(左綴じ)、提出すること。
- ⑥各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。副本には記載しない又はマスキング等で、事業者が特定できないようにすること(提出書類の7.パンフレットの副本は除く)。
- ⑦提出期限までに提案書等が提出されなかった場合には、参加を辞退したものとみなす。
- ⑧要求した提出書類以外は、一切受理しない。

8 提案に対する審査

審査は、提案事業者の参加資格を確認したうえで、「台東区立中央図書館アクティブラーニングルーム 学び場」運営等業務委託事業者選定委員会が別に定める評価基準に基づき、第1次審査を行い、第2次審査の対象とする事業者を4者選定する。

ただし、応募者が4者以内だった場合は、全ての応募者を第2次審査の対象とする。

なお、参加資格が確認できなかった参加者は審査を行わず、別途結果を通知する。

第2次審査は、提案書等に基づくプレゼンテーション審査を実施して、総合評価を行ったうえで優先交渉権者を選定する。

なお、審査にあたっては、第1次審査、第2次審査それぞれの評価項目ごとに予め配点を設定した審査表に基づき審査を行う。

(1)第1次審査(書類審査)

ア 審査方法

提出された書類に基づいて、審査を行う。

イ 審査項目及び主な視点

No	審査項目	主な視点	対象
1	財務状況	・事業運用を担う事業者としての安定度	・納税証明書 ・[東京都電子自治体共同運営]に掲載されている「入札参加資格情報」情報処理業務の格付情報
2	業務実績（放課後事業、社会教育関連業務等）	・ファシリテーター業務を運営し得る経験を十分に持ち、業務遂行能力はあるか。	・(様式3)会社概要【業務実績】
3	受託業務に係る従事者の資格保有状況・実務経験状況	・現場責任者及び従事者の資格・専門知識・経験があるか	・提案書
4	実施体制（現場従事者の構成・適切さ）	・適切な人員配置を提案しているか ・従事者間の業務分担・責任分担は明確かつ適切か、また、これを踏まえた運営組織の提案があるか	・提案書
5	事業内容（ファシリテーターとしての役割、イベント等の開催等）	・10代の図書館利用の促進に有効なイベント等の開催が見込めるか ・ファシリテーターとして、グループ学習や利用者主体のイベントをどのように支援するか ・10代の「自分の居場所」として安心できる空間を提供できるか	・提案書
6	従事者の教育訓練・研修計画の充実度	・ファシリテーター業務に関するスキルアップ研修計画は適切に計画されているか ・接遇マナーなどの研修、教育訓練は配慮されているか	・提案書
7	安全管理体制及び危機管理体制	・利用者の安全を含む安全管理体制マニュアルは用意されているか ・緊急時に的確に対応できる実行力があると思えるか	・提案書

		・危機管理・リスク回避マニュアルは用意されているか	
8	情報管理体制及び運営の透明性・公平性の確保	・関係法令の理解は十分か ・個人情報の保護等情報管理体制は的確に行われるか ・公平・透明な業務運営に配慮があるか	・提案書
9	費用（見積金額）	・提案内容と価格の適正度	・（様式10）見積書

○財務状況（No.1）

・本事業を受託し、安定的に運用できる事業者であるか

○業務実績（No.2）

・委託内容に適した実績を有しているか

○提案内容（No.3,4,5,6,7,8）

・業務の趣旨（目的、内容）を理解し、適切な人員配置・人材育成が提案されているか

・従事予定者の経歴及び資格は本業務を適切に履行できるか

・人員は業務の円滑な遂行上、充分であるか

○費用（No.9）

・提示された見積金額は提案限度額内で収まっているか

※提案限度額を超えている場合は評価の対象としない。

ウ 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果については、令和8年6月12日(金)に通知する。

第1次審査通過者に対しては「第1次審査選定通知書」により、その旨を通知する。

また、通過しなかった事業者には「第1次審査非選定通知書」により、その旨を通知する。

(2)第2次審査(プレゼンテーション)

ア 審査方法

第1次審査を通過した事業者(4社)のプレゼンテーションにより、審査を行う。

イ 実施日時

令和8年7月14日(火)

※時間及び会場は、第1次審査通過者に対し、「第1次審査選定通知書」により通知する。

ウ 使用資料

原則として、プレゼンテーションに使用する資料は所管課に提出した提案書を用いるものとし、当該提案書の抜粋資料に限り配付を認める。なお、提案書の範囲内であれば、プロジェクターを利用した動画等での説明も可とする。

エ 使用機器

プロジェクター、スクリーン及びHDMI端子は所管課で用意するが、その他機器類(プレゼンテーション資料を格納したパソコン、デモンストレーション時に選定委員が操作するスマートフォン及び通信用のモバイル wifi ルーター等)は用意しないため、各事業者が用意してセッティングすること。機器類を持ち込む場合、準備・片付け時間に留意して設置や撤収すること。

オ 審査時間

プレゼンテーション15分、質疑応答10分の合計25分を基本とする(準備、片づけの時間は含めない)。

カ 参加人数

出席人数は説明者を含め 5 名までとし、必ず当該業務を担当する事業者の担当者が説明すること。なお、当該業務を担当する事業者には、外部委託先の事業者は含まないものとする。また、zoom 等を利用した遠隔地からの参加は認めない。

キ 実施方法

・プレゼンテーションは事業者ごとに行い、非公開とする。なお、第2次審査の録音・録画は一切禁止とする。

ク 審査項目及び主な視点

No.	審査項目	主な視点
1	業務運営上の基本理念・基本方針	・提案書の基本理念、方針は、図書館の利用促進に役立つものか
2	・業務内容への取組 ・ノウハウ、技術力の活用	・利用者の意見・要望が適切に反映できる工夫があるか ・利用者拡大の取組みは提案されているか
3	提案事項の独創性、実現性	・ファシリテーター業務に対する取組みが考えられているか ・10代のニーズの多様化、複雑性に応えられる提案となっているか ・実現可能かつ独創的な取組みが提案されているか
4	委託業務を遂行するうえでの熱意・意欲	・委託業務に対する取組み姿勢が明確かつ適切か ・説明に説得力があり、論理的か
5	質疑応答の適切性・正確性	・冷静に議論できるか ・質問を適切に把握し、わかりやすく回答できているか

(3)優先交渉権者の選定

第2次審査の審査項目に基づいて評価し、第1次審査の結果と合わせて最も高い評価を得た事業者を優先交渉権者とし、区は、当該事業者と契約締結交渉を行う。但し、優先交渉権者の決定にあたっては、以下の条件を付す。

① 第1次審査と第2次審査における採点の合計が総得点の7割を最低基準点とし、それ

を満たさない者については選定しない。

- ② 選定委員会の委員の過半数が最低評価を2項目以上付けた者については選定しない。
- ③ 合計点が同じ事業者が2者以上ある場合は、最高評価の項目が最も多い者を選定とし、最高評価の項目が最も多い者が2者以上いた場合は、委員長を除く委員の多数決により決し、可否同数の場合には委員長が決定する。

(4) 第2次審査結果の通知

第2次審査の結果については、令和8年7月17日(金)に通知する。

優先交渉権者及び次点の参加者に対しては、「第2次審査選定通知書」により、その旨を通知する。選定されなかった事業者には、「第2次審査非選定通知書」により、その旨を通知する。

9 選定結果の公表

本プロポーザルの選定結果は、令和8年7月17日(金)以降に区公式ホームページにて公表する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては一切できないこととし、選定過程の内容に関する問い合わせにも応じない。

10 契約内容の協議及び契約

優先交渉権者との契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について区と協議し、提案上限額内で業務内容および契約金額を決定したうえで締結する。協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成する。

なお、区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合、または「11その他」に定める事由で優先交渉権者が失格となった場合は、予め設定しておいた次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

11 その他

(1) 以下に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。

- ① 応募要件を満たさなくなった場合、または満たしていないことが判明した場合
- ② 本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合
- ③ 虚偽の提案(参加申込を含む。)をした場合
- ④ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合
- ⑤ 提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合

- (2) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
- (6) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない。
- (7) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。
ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合には、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りでない。
- (8) 知的財産権等その他権利侵害などに関する問題が発生した場合、一切の責任は提案事業者が負うものとする。
- (9) 参加事業者は、本プロポーザルに関して入手をした区の情報等をプロポーザル以外の目的に使用しないこと。また、第三者へ漏らさないこと。
- (10) 事業実施にあたって、提案内容そのままの実施ではなく、区と契約交渉候補者の協議のうえ、正式な仕様は契約締結前に別途調整することがある。
- (11) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

1 2 本プロポーザルの担当部署

台東区立中央図書館 児童・分室担当

〒111-8621 台東区西浅草 3-25-16 台東区立生涯学習センター4 階

TEL:03-5246-5911(直通)